

令和3年 第4回定例会

産業建設常任委員会  
会 議 録

期日：令和3年11月26日（金）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

令和3年 第4回大仙市議会定例会 産業建設常任委員会 会議録

---

日 時：令和3年11月26日（金曜日） 午前10時48分～午前11時31分

---

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

---

出席委員（8人）

|     |     |      |      |     |      |
|-----|-----|------|------|-----|------|
| 委員長 | 9番  | 高橋徳久 | 副委員長 | 16番 | 山谷喜元 |
| 委員  | 1番  | 佐藤芳雄 | 委員   | 7番  | 青柳友哉 |
| 委員  | 10番 | 古谷武美 | 委員   | 11番 | 橋本琢史 |
| 委員  | 14番 | 本間輝男 | 委員   | 15番 | 佐藤育男 |

---

欠席委員（0人）

---

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

---

説明のため出席した者

**経済産業部**

経済産業部長 富 樫 真 司

**観光文化スポーツ部**

|            |         |        |         |
|------------|---------|--------|---------|
| 観光文化スポーツ部長 | 伊 藤 優 俊 | 観光振興課長 | 山 崎 兼 人 |
| スポーツ振興課長   | 鈴 木 貴 博 |        |         |

**上下水道局**

|           |         |        |         |
|-----------|---------|--------|---------|
| 上下水道事業管理者 | 今 野 功 成 | 経営管理課長 | 田 畑 睦 子 |
| 経営管理課参事   | 伊 藤 孝 悦 | 水道課長   | 北 澤 真   |
| 下水道課長     | 古 屋 和 久 |        |         |

---

議会事務局職員出席

主 幹 佐 藤 和 人

---

審査議案等

第1 議案第107号 令和3年度大仙市一般会計補正予算（第5号）

- 第2 議案第111号 令和3年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）  
第3 議案第112号 令和3年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）  
第4 議案第113号 令和3年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 

午前10時48分 開 会

○委員長（高橋徳久） おはようございます。

本日は、本会議休憩中のところをご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今より、産業建設常任委員会を開会いたします。

それでは、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得たあとで、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（高橋徳久） それでは早速、審査に入ります。

議案第107号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

初めに、商工業振興課所管分について、説明を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） それでは、議案第107号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、商工業振興課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2-1、令和3年度大仙市補正予算（案）12月補正①の4ページをご覧ください。

7款1項2目77事業、飲食店等感染予防対策支援事業費について1,830万9千円の減額補正を行うものであります。

4月以降、大仙保健所管内において新型コロナウイルス感染者が増加したことから、飲食店等が自ら行う感染予防対策についての費用に対する支援を行ったところであります。

空気清浄機や仕切り設置、二酸化炭素計測器、消毒用アルコール、マスクなどを購入した場合、上限額10万円、複数事業所の場合は20万円を上限に10分の10を給付するもので、267事業所からの申請があり、10月末をもって申請受け付けを終了したことから予算残額の1,830万9千円を減額補正するものであります。

次に、資料の5ページをご覧ください。

7款1項2目79事業、テナント事業者支援給付金事業費について1,457万2千円の減額補正を行うものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響下でのテナント事業者にとって固定費の大部分を占める家賃について支援を行ったところであり、今年の4月から6月までのいずれか1カ月の売上高が前年または前々年同月比で20パーセント以上減少した事業者を対象に、申請時の直近の支払家賃月額の2分の1を3カ月分、1事業所当たり20万円、複数事業所の場合は40万円を限度に給付したもので、9月末までの受付期間に253事業所から申請がありました。

今回の補正は予算残額の1,457万2千円を減額するものであります。

次に、資料の6ページをご覧ください。

7款1項2目81事業、得得飲食チケット事業費について1億2,760万1千円の補正で、財源には国の地方創生臨時交付金を全額充てるものであります。

新型コロナウイルス感染症が全国的に落ち着きを見せておりますが、一度足が遠のいた飲食店には客が戻らず、飲食業界はいまだ大きな打撃を被っている状況です。

昨年度から飲食店に対する支援策を行ってまいりましたが、次なる支援は「人の流れ」を生み出すことと捉え、飲食店にとってかき入れ時期でもある年末年始に市内飲食店で使用できる飲食チケットを発行し、地域経済の活性化を図るものであります。

制度概要としましては、説明書中段に記載のとおりであります。市内登録店で1会計当たり税込み1,000円以上の利用につき、1,000円分の飲食チケットを交付するもので、交付枚数は当該会計の人数を上限とするものです。

例えば、4人で飲食し、3,500円の会計の場合はチケット3枚が交付され、同じ人数で5,500円の会計の場合は会計人数が上限枚数となり4枚交付されるものです。

交付されたチケットは、交付先店舗はもちろん登録店であれば利用可能で、次なる利用機会で使用いただけ、利用されたチケットは市で換金する流れになります。

飲食店の利用者にとってお得なチケットを発行することで、飲食店の利用を後押しし、「人の流れ」を作るものであります。

チケットの交付、利用可能な飲食店には、事前登録をいただき1店舗に300枚、30万円相当、秋田県の新型コロナウイルス感染防止対策飲食店として認証されている飲食店には200枚をかさ上げして配布します。

チケットの利用期間は忘・新年会を見据え12月10日から来年1月31日までで、

市内の登録飲食店で利用できます。

次に、資料の7ページをご覧ください。

7款1項2目82事業、宴会場施設運営支援事業費について1,500万円の補正を行うもので、財源には国の地方創生臨時交付金を全額充てるものであります。

新型コロナウイルスの感染が落ち着きを見せている状況でも、大人数での利用が控えられている宴会場を経営する事業者に対し支援金を支給し、市内経済の再活性化につなげることを目的とした事業であります。

支給対象事業者は、事業説明書中段に記載されている①から④までの要件を全て満たしていることが条件で、7月補正で承認いただいた100平方メートル以上の大規模会議場を有する事業者を対象とした「コンベンション施設運営支援事業」の給付を受けた事業者や市の指定管理運営施設は除かれます。

支給額につきましては、昨年または一昨年の売上額と月の売上額の減少率の相関で算出し、売上額2,000万円以上で減少率50パーセント以上の100万円を上限に、60万円まで10万円刻みで支給するものであります。

申請期間は、12月1日から28日までで、依然厳しい宴会場を有する事業者を支援するものであります。

以上、議案第107号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、商工業振興課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） 当局の説明が終了しました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、古谷委員。

○10番（古谷武美） 得得飲食チケット事業費についてなんですけれども、お客さん、このとおり3,500円で3,000円もらってきて、またそのチケットでまた行くわけですよ。どこへ行ってもいいわけですよ。

そのチケットで払って、また同じ金額になった時に、またもらえるんですか。

○委員長（高橋徳久） はい、富樫部長。

○経済産業部長（富樫真司） まずは可能です。ただ、チケット分でのお支払いの分は、チケットをもらう金額にはカウントされないというかたちになるので、例えば3枚、5,000円の会計で3枚使いましたとなると2,000円分に対して、チケットが配付されると。2枚配付される場合もありますし、1人の場合で使った場合は、人数が上限なので1枚しか貰えないというかたちになります。

○委員長（高橋徳久） はい、古谷委員。

- 10番（古谷武美） それ繰り返すと、得得が得得得くらいなることですね。
- 委員長（高橋徳久） はい、富樫部長。
- 経済産業部長（富樫真司） 古谷議員のおっしゃるとおりで、先ほども少しお話ししましたけど、おうちに帰れないというような状態になるかと思っております。
- ぜひ皆様方でPRしていただいて、飲食店を利用していただければと思いますので、ご協力の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 委員長（高橋徳久） ほかにございませぬか。はい、佐藤委員。
- 15番（佐藤育男） 今回の得得チケットなんですけど、事業者の数が380どが、認証の店が60事業所どがってあるんですけど、これを見据えれば、予定している1億2,600万、いわゆる12万6千枚っていうことか。これ全部さばけるといふことだっしな。例へば、余るといふことはいふ予定なんですか。
- 委員長（高橋徳久） はい、富樫部長。
- 経済産業部長（富樫真司） まずうちの方では、400店舗ぐらゐの店舗数を予定をして、予算を計上してゐるわけですけども、やはり中には面倒くさいとか、そういう意味で賛同いただけぬ店舗もあるのかなど。また、25日現在ですから昨日現在ですけども、秋田県の認証店、感染予防対策を伴っている認証店が、ホームページ見ましたら41件、今現在あります。ちなみに全県で477で、9パーセントぐらゐが大仙市と、一番多いのが秋田市で262といふことで、半数以上といふふうなことで、全県的には大仙市第2位の認証をもらってゐるような状況ですけども、この得得チケットのうわさを聞き付けて、急に認証を取ろうといふような動きも見えてゐるよゐに感じておゐますので、そういう意味ではお店の独自の感染予防対策にもつながっているし、あとは消費喚起にもつながるといふふうなことで、できるだけ参加店舗を増やしたいですし、全てのお金が回るよゐにいつていきたいと思ひますが、実際ちょっとふたを開けてみないと、やはりお客さんが選ぶことですので、全部さばけるといふかといふのは、ちょっと疑問なところはありますが、まず実証的な実験も含めて、一回目やってみたいなといふふうな思ひでございませぬ。
- 委員長（高橋徳久） はい、佐藤育男委員。
- 15番（佐藤育男） 懸念してゐる飲食業界にとっては、かなり効果の期待できる施策でぬいかなといふふうな思ひてませぬので、当局の方でも説明しながら、より多く利用してもらえよゐに努力をしていただきたいと思ひます。
- 委員長（高橋徳久） はい、富樫部長。
- 経済産業部長（富樫真司） 市としませぬてもPRに努めてまゐりますし、また情報と

しましては、この事業があるよというところで、飲食店は飲食店なりにいろんな知恵を出しまして、独自の、例えば飲食チケット使うと、ちょっと大盛りにしてくれるとか、デザートが付くとか、付け出しが一品増えるとか、なんかそういうようなフェアみたいなことやってもいいかというようなレスポンスもありますので、そういう意味では、待ちではなく、お店側も攻めの姿勢で行くところなので、その辺のところの個店の楽しみ方というのもできるものかと思っておりますが、まずは皆様方のご指摘のとおり、登録店舗数を増やすこと、あと利用者を増やすことということが、この事業の肝だと思っておりますので、そちらの方には力を注いでいきたいというふうに考えております。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんか。はい、青柳委員。

○7番（青柳友哉） 宴会場施設運営支援事業費について、聞かせてください。

支援対象事業者の条件の①ですね、代表者が市内に住所を有すること、これを付けてる理由を教えてくださいたいと思います。法人の場合って、代表は市外に住んでらっしゃる方っていうのはあり得なくはないのかなと思うので、個人事業主だとこれが付いてるのがなんとなく分かるんですが、この理由を教えてください。

○委員長（高橋徳久） はい、富樫部長。

○経済産業部長（富樫真司） ありがとうございます。

できるだけ地元資本であるっていうふうなところを大切にしたいというふうなところで、市外資本のそういった宴会場というふうなこともあり得るのかなというふうなことで、①の要件を付けたところでございます。

○委員長（高橋徳久） はい、青柳委員。

○7番（青柳友哉） 社長を支援するわけではないですよ。事業所、社を支援するわけですよ、そうすると社長が市外でも本社はここに置いていて納税はここですという法人さんに対して、除外しますという施政でいいのかなというふうなのは、ちょっと疑問は思いました。

○委員長（高橋徳久） はい、富樫部長。

○経済産業部長（富樫真司） ありがとうございます。

うちの方でも実は、目星を付けて、こういった店舗というふうなところでの決め打ちなところもあったわけでございますけれども、今青柳議員が申されたような、実は事業主さんがおらなかったものですから、こういった①の要件になったところで、正直にお話しするとそういうような条件になってございます。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、観光振興課所管分について、説明を求めます。山崎観光振興課長。

○観光振興課長(山崎兼人) 議案第107号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第5号)のうち、観光振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書(12月補正①)の15ページの内容につきまして、資料ナンバー2-1、事業説明書12月補正①を用いて説明させていただきます。

はじめに8ページをご覧ください。

7款1項4目75事業、コンベンション施設運営支援事業費(新型コロナウイルス対策)につきましては、1,521万3千円を減額補正し、補正後の額を4,478万7千円とするものであります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて大人数での利用が激減した市内コンベンション施設を有する事業者の経営支援を図ることを目的に、令和3年第3回臨時会、7月16日にてご承認賜り、直ちに申請を受け付けまして、8月25日に4事業者、9月6日に1事業者への支払いを終えて本事業としては完結しております。

減額となった主な理由としましては、申請時に事業者さんから提出いただいた図面を確認したところ、当初電話で聞き取りした面積との差異が生じたためであります。これにつきましては、事業者さんとその場で協議いたしまして、双方ご理解、納得いただいた上で執行させていただいたところであります。

なぜ、元々面積が違ったかといいますと、こういった補正予算を組む場合、決まる前のことを全て意図を通じて説明することって、なかなか事業者さんに対しても、決まる前に全てを説明することは中々難しいことがあります。そのため、やはりその段階でちょっと多めに電話とかでお伺いした内容と実際確認したのは実際違ってたっていうのは現実的にございましたので、そこの点については、しっかりと説明した上で対応させていただいております。

続きまして、事業説明書9ページをお願いいたします。

本事業は、追加の緊急経済対策事業につきまして、11月11日に開催いただきました議員説明会で伊藤部長より説明させていただきましたが、本日はあらためて補正予算の内容について説明させていただきます。

重複することもあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

7款1項4目77事業、観光交通事業者支援事業費(新型コロナウイルス対策)に



つきましては、1,103万4千円を補正し、補正後の額も同額とするものであります。財源は、地方創生臨時交付金が377万3千円で、残額は一般財源としております。

本事業は、コロナ後の観光活性化につながる支援を行うことを目的としております。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出自粛や県外との往来が制限されたことにより、観光バス等の利用が大幅な減少となっております。

感染収束後には、リバウンド需要が見込まれる中、本市に点在する観光・文化・スポーツ施設等を効率的に移動するには、観光交通関連事業者は必要不可欠であります。その事業継続と感染防止対策並びに雇用の維持確保を図ることを目的に支援をするものであります。

事業概要についてご説明いたします。

補助対象者は、市内に事業所、または営業所を置き、事業を行うに当たり国県等の許可・認定を受けており、今後も引き続き事業を継続する意思のある事業者としております。

今回は一体的な支援パッケージとして、貸し切り観光バス事業者、タクシー事業者及び自動車運転代行事業者に、それぞれ保有している台数に補助額を乗じて支援するものであります。

区分や台数は、事前に事業者に聞き取りしたほか、秋田県の協力を得て算定したものであります。

申請期間は、12月1日から28日までとし、申請に当たっては密を避けることも含め、事業者の負担を軽減したいと考えております。電子申請で完結できるような仕組みを構築いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） 当局の説明が終了しました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤育男委員。

○15番（佐藤育男） この観光交通事業者支援事業というようなことで、一つ目的の中には、雇用の維持を図るということもあるんですけど、代行さんなり、タクシーさんなり、台数で助成すると思うんですけども、その雇用までいかない、経営者のところで止まってて、全然反映されないなんていうケースも懸念される場所もあるんですが、そこら辺は、なんとしていくかお聞きしたいです。

○委員長（高橋徳久） はい、山崎課長。

○観光振興課長（山崎兼人） 佐藤委員のご質問に対して、お答えいたします。

今の自動車運転代行について若干、県の担当所管課からデータを頂戴、公文書でやりとりしまして、大体1事業者、1台か2台というのが大多数でございました。一人でやられている方が大多数ということでもありますので、そういったご懸念は十分承知しておりますけれども、そういったかたちで事業の継続ということも大変重要なことかと思っております。やはり自動車運転代行も得得飲食チケット使われれば、そういったことも活用されるためには必要な事業者だと考えておりますので、そういったかたちで進めてまいりたいと考えております。

○委員長（高橋徳久） はい、育男委員。

○15番（佐藤育男） 事業者の維持、事業の維持も当然だっしども、雇用されている方々へある程度、その方だって、例えば動かないとお金入ってこねとあることだと思いますので、行った助成が事業者のところで止まっていれば、ちょっとこの事業ってどうなのかなと思ってだったし。雇用の方まで、なんぼが回っていげるように監督していただければなと思ってでした。

○委員長（高橋徳久） はい、山崎課長。

○観光振興課長（山崎兼人） そのように、ご意見を踏まえまして、対応してまいりたいと考えております。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんか。はい、山谷副委員長。

○副委員長（山谷喜元） 今のコンベンションのやつと観光、これ国庫支出金なので、国からの要綱とかは来ているんでしょうか。例えば、100平米当たりというのは国の基準で曲げられないとか、例えば、市だったらおおむね100とかにすると、なんかこの100のところをちょっと、100切ったからあんた駄目だってバシッと、やられた方がちょっと、それで国の基準でどうしようもなかったのかなというようなあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高橋徳久） はい、山崎課長。

○観光振興課長（山崎兼人） 山谷副委員長のご質問に対して、お答え申し上げます。

国の基準につきましては、ございません。地方創生臨時交付金というのは、性質上、地元、例えば各団体、各市町村の実情に沿って、コロナウイルス対策をするという前提であるのであれば、ある程度の一定の、例えば全額収入補填するというのは駄目なはずですけれども、ある一定程度の基準をもって、各市町村の実状に応じて対応するのであれば、それは問題ありません。

ただ、こちらの今ご指摘受けたとおり、コンベンション施設に関しましては、大規

模なところの方がどうしても雇用の裾野、地域経済の波及がちょっと影響甚大であるので、8月の、通常であれば大曲の花火が一番書き入れ時であります。それに対応できる、その前にお支払いすることができるようにということで先んじて対応して、今回商工業振興課さんの方で宴会場施設運営支援事業費というかたちで、ちょっと変えた状況で支援するという対応するというかたちとなっております。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

（ 午前 11 時 16 分 休 憩 ）

---

（ 午前 11 時 18 分 再 開 ）

○委員長（高橋徳久） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

早速、審査に入ります。

議案第111号、令和3年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）、議案第112号、令和3年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）、及び議案第113号、令和3年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）の3件は、全て職員人件費のみに関するもので関連がありますので、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。田畑経営管理課長。

○経営管理課長（田畑睦子） 上下水道事業会計に係る議案第111号から議案第113号の3案につきましては、いずれも職員人件費に係る補正でありますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第111号、令和3年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書の59ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び4月の定期人事異動に伴う職員人件費の補正であります。

第2条につきましては、収益的支出予定額のうち、第1款「上水道事業費用」第1項「営業費用」について、354万9千円を補正し、補正後の額を7億5,397万円とし、支出の総額を8億2,773万7千円とするものであります。

第3条につきましては、職員給与費について、354万9千円を補正し、補正後の額を1億2,984万1千円とするものであります。

続きまして60ページをご覧ください。

第2条の補正予定額354万9千円の内訳につきましては、職員及び会計年度任用職員の給与、手当、法定福利費等の補正であります。

1目「原水及び浄水費」に係る職員1名、会計年度任用職員8名分として172万6千円の増額、2目「配水及び給水費」に係る職員6名分として348万9千円の減額、4目「業務及び総係費」に係る職員6名分として531万2千円の増額であります。

次に、議案第112号、令和3年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書は75ページをご覧ください。

本補正につきましても、給与改定及び人事異動に伴う職員人件費の補正であります。

第2条につきましては、収益的支出予定額のうち、第1款「簡易水道事業費用」、第1項「営業費用」について、297万8千円を補正し、補正後の額を9億6,758万3千円とし、支出の総額を11億988万8千円とするものであります。

第3条につきましては、職員給与費について、297万8千円を補正し、補正後の額を6,254万円とするものであります。

続きまして76ページをご覧ください。

第2条の補正予定額297万8千円の内訳につきましては、職員8名分の給与、手当、法定福利費等の補正であります。

1目「原水及び浄水費」に係る職員3名分として57万1千円の増額、2目「配水及び給水費」に係る職員3名分として133万7千円の増額、4目「業務及び総係費」に係る職員2名分として107万円の増額であります。

最後に、議案第113号、令和3年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書は89ページをお願いいたします。

本補正につきましても、給与改定及び人事異動に伴う職員人件費の補正であります。初めに、第2条の業務の予定量についてであります。

建設改良事業の予定量を87万6千円補正し、補正後の予定量を3億3,556万6千円とするものであります。

次に、第3条の収益的支出の予定額のうち、第1款「下水道事業費用」、第1項「営業費用」について、600万3千円を減額補正し、補正後の額を24億7,626万5千円とし、支出の総額を28億3,297万7千円とするものであります。

第4条につきましては、資本的支出の予定額のうち、第1款「資本的支出」、第1項「建設改良費」について、87万6千円を補正し、補正後の額を3億3,556万6千円とし、支出の総額を23億9,349万7千円とするものであります。

また、この補正に伴い、予算第4条本文かっこ書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、8億5,009万4千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,132万9千円、過年度分損益勘定留保資金1億8,245万円、当年度分損益勘定留保資金6億4,631万5千円で補填するものとする」に改めるものであります。

続きまして90ページをご覧ください。

第5条につきましては、職員給与費について512万7千円を減額補正し、補正後の額を1億884万2千円とするものであります。

最後に91ページをご覧ください。

収益的支出の補正予定額600万3千円の減額の内訳につきましては、職員14名分の給与、手当、法定福利費等の減額であります。

1目「管渠費」に係る職員7名分として310万3千円の減額、5目「総係費」に係る職員7名分として290万円の減額であります。

また、資本的支出の内訳につきましても同様に、職員2名分として87万6千円の増額であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 72ページ、ちょっとお願いします。

今、決算の途中だから、どうのこうのって申し上げるつもりありませんが、一つは、この72ページの利益剰余金について、12億9千万が12億1千万なつたと、やっぱり給料だけを下げただけで、利益がこれだけ出るという予想というのは、当初予算と本当に、このとおりでいきますという自信あつてのことですか。

○委員長（高橋徳久） はい、田畑課長。

○経営管理課長（田畑睦子） できます。

○委員長（高橋徳久） はい、伊藤参事。

○経営管理課参事（伊藤孝悦） 今回、人件費の補正ということで、上水道事業会計につきましては、354万9千円の補正ということでありまして、それに伴いまして、費用が増えたことによりまして、利益剰余金のうち、当年度未処分利益剰余金ということで、今年度当初予算で見込みました利益について、費用が上がったので、この資料の方で利益が360万7,800円あるということで、その増えた費用から利益を下げたようなことになってますけれども、当初見込んだ使用料含めまして、予算より少し上回る見込みをつけておりますので、当年度利益については、これを確保できるんでないかというふうに思っております。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） この給与改定っていうのは、時期として、やっぱり人事院勧告の関係で今やらねばいけないということにあるけれども、企業会計になったんだから、ある程度、3月末で人事異動があるということが分かる段階で、この会計に関しては、やっぱり早め早めと、私は減額してもいいような気がするんだけど、やっぱり人事院勧告が第一なもんだがら、それに準ずるというかたちで給与改定の問題どが、手当の関係もあるので仕方ないことだと解釈していいっしな。

○委員長（高橋徳久） はい、田畑課長。

○経営管理課長（田畑睦子） そのとおりです。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本3件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 異議なしと認め、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、全て終了いたしました。

なお、当委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長(高橋徳久) これで、産業建設常任委員会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

午前11時31分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年 月 日

大仙市議会 産業建設常任委員会委員長 高橋 徳久